

静岡文化芸術大学大学院における履修証明プログラムに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は静岡文化芸術大学大学院における社会人専門講座に関する規程に規定する社会人専門講座のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第164条に基づく履修証明を行うプログラム(以下、「履修証明プログラム」という。)として開講する社会人専門講座に関して、必要な事項を定める。

(履修証明プログラムの編成)

第2条 履修証明プログラムは、本大学院が、社会人を対象とした高度で専門性の高い知識、技術等の習得を目指した体系的な課程として編成するものとする。

2 履修証明プログラムは、本大学院が開設する講習、もしくは本大学院の研究科の授業科目、又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

3 履修証明プログラムの総時間数は、120時間以上とする。

4 研究科長は、履修証明プログラムを編成又は変更しようとするときは、その名称、目的、内容、修了要件等について、教育研究審議会の議を経て、学長の承認を受けなければならない。

(履修証明プログラムに含まれる大学院授業科目の単位取得)

第3条 静岡文化芸術大学大学院社会人専門講座受講生規程第4条により、履修証明プログラムの履修を許可された者が、履修証明プログラムに含まれる大学院授業科目の単位取得を希望する場合は、当該授業科目を開設する研究科に大学院科目等履修生として入学しなければならない。

(修了認定及び履修証明書)

第4条 学長は、履修証明プログラムの修了要件を満たした者に対し、研究科教授会の議を経て修了を認定するものとする。

2 学長は、前項により修了を認定した受講者に対し、履修証明書(様式第1号)を交付する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年12月21日から施行する。

第 号

履修証明書

氏名

年 月 日 生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の下記のプログラムを修めたことをここに証する。

記

- ・プログラム名称
- ・プログラムの概要
- ・履修科目及び時間数

科目名	時間数	備考
	時間	
	時間	
	時間	
	時間	
	時間	
総時間数	時間	

年 月 日

静岡文化芸術大学長

印